## 宮城県農業農村整備事業等設計業務共通仕様書 新旧対照表(令和6年10月)

(下線の部分は改定部分)

< 改定後(令和6年10月) >	< 現 行(令和5年10月) >	< 改定理由 >
条文	条文	
第1章 総 則	第1章 総 則	
第1-1条 ~ 第1-36条 [略]	第1-1条 ~ 第1-36条 [略]	
第1-37条 保険加入の義務  1 [略] 2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない  第1-38条 環境負荷低減への取組  受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するともに、以下の取組に努めるものとする。 (1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォービズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等) (2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用 (3) 環境負荷低減に配慮したものの調達 (4) 生物多様性に配慮した事業実施	<b>[新設]</b> <u>と</u> <u>・</u> <u>ム</u>	【国】 ・農水省の共通仕様書の 改定に伴う追加 【国】 ・農水省の共通仕様書の 改定に伴う追加
(5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実 第 <u>1-39</u> 条 [略]	<u>施</u> 第 <u>1-38</u> 条 [略]	【国】 ・農水省の共通仕様書の 改定に伴う字句修正
第2章 [略]	第2章 [略]	